

## 新潟市附属機関等への女性委員の登用推進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新潟市男女共同参画推進条例（平成17年新潟市条例第9号）及び新潟市男女共同参画行動計画に基づき、本市の附属機関等の委員への女性の登用を推進し、本市における政策の立案及び方針決定の過程において、女性が参画する機会を拡大することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置される附属機関及びこれに類するもので要綱等により設置される協議会、懇話会等をいう。

### (目標)

第3条 附属機関等の委員に占める女性の割合を令和7年度末までに45パーセント以上とすること及びすべての附属機関等に女性の委員（以下「女性委員」という。）がいることを目標とし、男女の均衡が図られることを最終目標とする。

### (責務)

第4条 所管部長（附属機関等を所管する部、局、区及び消防局長、教育委員会事務局教育次長、水道局の部の長並びに市民病院事務局長をいう。以下同じ。）は、所管する附属機関等の委員の選任に当たっては、前条に規定する目標を達成するため、各分野において女性の一層の参画促進に取り組むものとする。

### (登用計画書の作成)

第5条 所管部長は、その所管する附属機関等について、令和7年度末までの女性委員登用計画書（別記様式第1号）を作成し、市民生活部長に提出するものとする。

2 市民生活部長は、提出された登用計画書を第3条に定める目標の達成が可能となるよう所管部長と調整するものとする。

3 市民生活部長は、前項で調整した登用計画案を、新潟市男女共同参画推進会議に報告

し、決定するものとする。

4 附属機関等を新たに設置、再開又は統合等変更する場合、所管部長は速やかに登用計画書を作成し、市民生活部長に提出するものとする。

(事前協議)

第6条 所管部長は、所管する附属機関等の委員を選任するときは、委員の任命を行う2か月前までに、附属機関等への女性委員の登用に係る事前協議書(別記様式第2号)により、市民生活部長と事前協議を行うものとする。

2 所管部長は、委員の任命の結果について、改選後の名簿等により、速やかに市民生活部長に報告するものとする。

(情報等の提供)

第7条 市民生活部長は、女性の人材に関する情報収集に努め、附属機関等の委員の選任に当たり、所管部長への情報提供等の協力を行うものとする。

(選任状況調査)

第8条 市民生活部長は、附属機関等への女性委員の選任状況について、必要に応じて、調査を行うものとする。

(報告)

第9条 市民生活部長は、附属機関等への女性委員の選任状況について、新潟市男女共同参画推進会議に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等への女性委員の登用推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年度における第6条の規定による作成及び届出の特例)

- 2 所管部長は、委員を選任する年度が平成25年度以外の年度となる附属機関等についても、第6条の規定による作成及び届出を平成24年9月28日までにを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

附属機関等への女性委員登用計画書

年 月 日

市民生活部長 様

(担当: 部 課 氏名: 内線 長)

新潟市附属機関等への女性委員の登用推進要綱第5条の規定により、附属機関等への女性委員の登用計画書を提出します。

種別	附属機関等の名称	所管課	令和3年7月1日			令和4年7月1日			令和5年7月1日			令和6年7月1日			令和7年7月1日		
			総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
合計																	

※各附属機関等について「附属機関等個別讀書」を添付すること

附属機関等個別調書

年 月 日

所管課	
担当者	
連絡先	

1 基礎情報

種別(○で囲む)	附属機関	協議会・懇話会等	
附属機関等名称			
設置根拠			
規定の内容	委員人数	人以内	
	委員要件 (根拠規定: )	1	
		2	
		3	
		4	
5			
	委員任期		
現委員任期	~		

2 現在の委員 (年 月 日 現在)

該当要件※1	氏名	所属団体・役職等	依頼方法 ※2	女性

委員総数 人 うち女性 人 %

※1 「1 基礎情報」の委員要件の番号を記載してください。  
※2 プルダウンから選択し、その他の場合は、内容を記載してください。

3 登用計画

	令和3年7月1日	令和4年7月1日	令和5年7月1日	令和6年7月1日	令和7年7月1日
総数					
女性					
女性委員割合					
改選					

4 女性委員割合が45%に満たない理由・課題 (45%以上の場合、記載不要)

--

5 目標達成に向けた年次別取組内容

工 程	年度	取組内容
	令和4年度	
	令和5年度	
	令和6年度	
	令和7年度	

上記の内容について、部・区内で調整済み

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

附属機関等への女性委員の登用に係る事前協議書

年 月 日

市民生活部長 様

長

所管課	
担当者	
連絡先	

附属機関等名称	
設置根拠	
委員任期	
現委員任期	～
次期改選年月日	

選任区分別	改選後委員			現委員		
	委員人数	うち女性	割合	委員人数	うち女性	割合
1 学識経験者						
2 団体代表						
3 関係行政機関職員						
4 市職員						
5 公募委員						
6 その他						
計						

選任方法別	改選後委員			現委員		
	委員人数	うち女性	割合	委員人数	うち女性	割合
1 法令・条例等による充て職						
2 個別に依頼						
3 団体への推薦依頼						
4 公募委員						
5 その他						
計						

- 女性委員の登用にに向けた今回の改選時の取組内容

--

- 女性委員の割合が45%に満たない理由

--

- 女性人材リストの活用状況

--

- 令和7年度の目標達成に向けた取り組みについて

取組内容	
------	--

- 部・区内で調整済

市民生活部の意見

--